

2 本人確認の方法が変わります。

マイナンバーが必要となる手続きでは、従来の運転免許証などによる本人確認に加えて、申請書に記載されたマイナンバーが正しいものかどうかの確認を行いますので、窓口の職員に次の書類を提示してください。

本人が申請する場合

- (1) 個人番号カード
- (2) 「通知カード」と「身分証明書」

(1)、(2)のいずれかを窓口の職員に提示してください。

- 個人番号カードは表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面にマイナンバーが表示されており、公的な身分証明書として利用できるため、1枚で本人確認とマイナンバーの確認ができます。
- 通知カードには顔写真の表示がなく、それだけでは身元の確認ができないので、あわせて運転免許証などの身分証明書の提示をお願いします。

代理人が申請する場合

- (1) 申請者本人が作成した委任状
- (2) 代理人の本人確認書類(運転免許証など)
- (3) 申請者本人の個人番号カード、通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写し

(1) から (3) の全てを窓口の職員に提示してください。

- 法定代理人(親族及び成年後見人等)の場合には(1)委任状は不要ですが、法定代理人であることを証する書類が必要となります。
- 個人番号カード、通知カードは写しでも構いません。